

平成31年度

いじめ防止基本方針



埼玉県立杉戸農業高等学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	3
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	5
第7 年間行事予定	6
いじめ防止対策推進法	7

はじめに

県立杉戸農業高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、全職員が「生徒が安心して学校生活を送れる学校づくり」という基本認識に立ち、「学校はいじめ防止基本方針」を策定した。

【文部科学省におけるいじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

第1 いじめの未然防止のための取組

教員一人一人が分かりやすい授業を心掛ける、生徒に基礎・基本の定着を図る。さらに、生徒に学習に対する達成感を育成させ自尊感情を育む。

- (1) わかる授業づくり
 - ・ 基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・ 意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
 - ・ 授業評価アンケートの実施
- (2) 授業規律の徹底
 - ・ チャイム着席
 - ・ 頭髪と服装を整える
 - ・ 遅刻と欠席を無くす
- (3) 教職員の資質と能力の向上
 - ・ 外部講師による教職員研修の実施
 - ・ 公開授業の実施
 - ・ 専門性を高める自主研修の推進

本校は、全職員が、いじめ問題は常に起こりうるという認識の下、企画委員会や生徒指導部、学科、教科で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 人権教育の推進
 - ・ 人権意識の高揚及び講演会等の実施
 - ・ 一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・ 「いじめ」の本質や構造の理解
- (2) 道徳教育の推進
 - ・ 命の大切さの指導
 - ・ 生き方・在り方の指導
 - ・ マナーを守る指導
- (3) 特別活動の推進
 - ・ 生徒の自助共助の取組の積極的な支援

- ・リーダーシップの育成
 - ・自己実現の支援
- (4) 教育相談体制の充実
- ・2者面談週間、3者面談週間の実施
 - ・スクールカウンセラーの定期的な訪問
 - ・中学校からの情報収集

本校では、家庭や地域と連携し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 渉外部では、PTA活動を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- (2) 地域と連携する事業を積極的に活用し、他者と関わる機会を増やしていく。
- (3) ボランティア活動を推進し、社会性・連帯性を育成する。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、「生徒が安心して学校生活を送れる学校づくり」の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」及び「保護者対象いじめアンケート調査」を年3回（6月、10月、1月）実施する。
- (2) 個人面談、三者面談を通して、生徒や保護者から聞き取り調査を行う。
- (3) PTA 総会や支部PTA 等において、保護者からの情報収集を行う。

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) いじめアンケート調査の結果を全教職員に周知する。
- (2) 学年や学科において、同僚や主任に速やかに情報が伝達できる風通しのよい職場づくりを行う。
- (3) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりの理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に生かす。
- (2) 生徒指導部が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うた

め、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。

- (3) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 学習指導部は生徒指導部と連携して、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (2) 年3回、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止委員会を設置する。校長のリーダーシップの下、いじめ防止委員会を中核として、全職員が協力し、学校設置者とも適切に連携しながら、いじめ根絶に向けた組織的取組を行う。

【構成員】

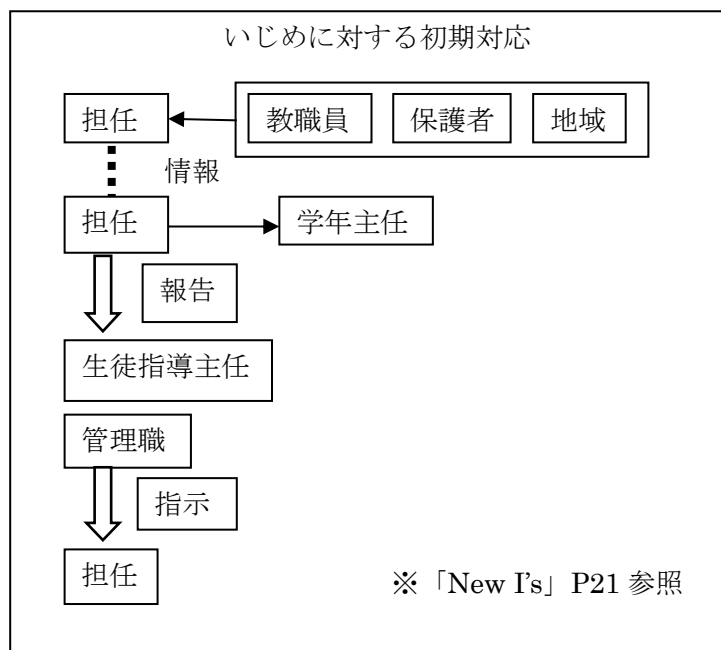
この委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とし、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) いじめに関する研修会
- (9) その他いじめの防止に係ること

【開催】

- ・ いじめ防止委員会を年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、「重大事態」について、次の対応を行う。

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から生徒指導部を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員でいじめの再発防止に努める。

- ・生徒指導では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- ・教務部では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。
- ・学習指導部では、いじめに関する教員研修会を開催し、教職員の資質能力の向上を図る。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

学校の教育理念等に基づき、インターネット上でのいじめ防止対策として次の取組を実施する。

本校では、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりに基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) LHR等を活用して、ネット問題について年1回生徒向け講演会を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。
- (3) 農業情報処理の授業を通して、情報モラルについて指導する。
- (4) ネットパトロール等の外部機関との連携を図る。
- (5) インターネット利用に係る教職員研修会を実施する。

第7 年間行事予定

学校いじめ防止基本方針に基づき、年間行事計予定を次のとおり計画する。

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・ いじめ防止委員会：「31年度学校基本方針」策定 		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身に関わることとして「明日を目指して（彩の国の道徳）」を活用した時間（生徒指導部） ・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校自己評価システム委員会） 		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業改善に関わる研究授業 ・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・ 他人とのかかわりに関することとして「明日を目指して（彩の国の道徳）」を活用した時間（生徒指導部） 		
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内教職員研修会 		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部） 		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然等とのかかわりとして「明日を目指して（彩の国の道徳）」を活用した時間（生徒指導部） ・ 第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組） ・ 授業改善に関わる研究授業 		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・ 集団・社会とのかかわりとして「明日を目指して（彩の国の道徳）」を活用した時間（生徒指導部） 		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部） 		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校自己評価システム委員会） ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「明日を目指して（彩の国の道徳）」を活用した時間（生徒指導部） 		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） 		